

年分 少額教育資金支出支払明細書(その)

提出日 年 月 日⁽¹⁾

教育資金支出のうち、租税特別措置法第70条の2の2第7項に規定する、その金額が少額の支出であるものは以下のとおりです。

	支払年月日 ⁽¹⁾ (2)	支払金額 ⁽²⁾ (消費税込)	摘要(支払内容)	支払区分 (いずれかに)	支払先氏名または名称	支払先住所または所在地 ⁽³⁾
1	年 月 日			学校等 / 学校等以外		
2	年 月 日			学校等 / 学校等以外		
3	年 月 日			学校等 / 学校等以外		
4	年 月 日			学校等 / 学校等以外		
5	年 月 日			学校等 / 学校等以外		
6	年 月 日			学校等 / 学校等以外		
7	年 月 日			学校等 / 学校等以外		
8	年 月 日			学校等 / 学校等以外		
9	年 月 日			学校等 / 学校等以外		
10	年 月 日			学校等 / 学校等以外		

- (1) この「少額教育資金支出支払明細書」(以下「本明細書」という)は、本明細書に記載される支払年月日の属する年の翌年3月15日までに、当社に提出していただく必要があります。
- (2) 領収書等に記載された支払金額が1万円(消費税込)以下で、かつ、その年中(1月1日から12月31日まで)における合計支払金額が24万円(消費税込)以下のものについて、領収書等に代えて支払年月日、支払金額等を記載した本明細書を提出することができます。ただし、教育資金管理契約を締結した最初の年、および受贈者が30歳に達したことにより教育資金管理契約が終了した年における合計支払金額の上限は、次のとおりとなります。
 - ・ 教育資金管理契約を締結した最初の年においては、2万円にその年の締結日以後の月の数を掛けて計算した金額が、その年中における合計支払金額の上限となります。
 - ・ 受贈者が30歳に達したことにより教育資金管理契約が終了した年においては、2万円に終了した日以前の月の数を掛けて計算した金額が、その年中における合計支払金額の上限となります。
- (3) 支払先が学校等の場合は、「支払先住所または所在地」の記載は省略することができます。

上記のとおり相違ありません。

受贈者 _____

受贈者の法定代理人(親権者) _____